

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年3月20日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目１７番１０号
【事務連絡者氏名】	高畠 泰之
【電話番号】	03-3277-1823
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日本実力株ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成25年9月21日から平成26年9月19日まで) 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成25年 9月20日付をもって提出した有価証券届出書（平成25年11月8日および平成25年12月16日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため提出するものです。

2【訂正の内容】

- （1） 原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

_____部分は、訂正部分を示します。

- （2） 原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」について、該当箇所を更新します。
- （3） 原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、第14期中間計算期間（平成25年 6月21日から平成25年12月20日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加し、「同2 ファンドの現況」を更新します。
- （4） 原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」の内容を更新します。

第一部【証券情報】

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

<訂正前>

（イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

（ロ）当初元本は１口当たり１円です。

（ハ）新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

※ 当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

<訂正後>

（イ）追加型株式投資信託（契約型）の受益権です。

（ロ）当初元本は１口当たり１円です。

（ハ）新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

※ ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

（イ）発行価格は、取得申込受付日の基準価額です。

なお、当ファンドの基準価額については１万口当たりの価額を発表します。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した１口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

（ロ）基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

<訂正後>

（イ）発行価格は、取得申込受付日の基準価額です。

なお、ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を公表します。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

（ロ）基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

（5）【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」^{※1}または「償還前乗り換え」^{※2}により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合

合をいいます。

- ※2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、 $3.15\%^{*}$ （税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が含まれます。

* 消費税率が8%となった場合には、3.24%となります。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」^{※1}または「償還前乗り換え」^{※2}によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- ※1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

- ※2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（9）【払込期日】

<訂正前>

当ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

<訂正後>

ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる

日に委託者の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）の指定するファンドの口座に払い込まれます。

（１１）【振替機関に関する事項】

＜訂正前＞

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

＜訂正後＞

ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

＜訂正前＞

（イ）申込証拠金

ありません。

（ロ）日本以外の地域における発行

ありません。

（ハ）振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

＜訂正後＞

（イ）申込証拠金

ありません。

（ロ）日本以外の地域における発行

ありません。

（ハ）振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成25年7月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ なし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

(平成25年6月末現在)

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ& コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

<訂正後>

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成26年1月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
---------	-----------------------

昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ なし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更
(ハ) 大株主の状況	

(平成26年1月末現在)

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	182,115	9.98
株式会社みずほ証券リサーチ& コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

マザーファンドの運用方針

リアルエコノミー マザーファンド

(略)

※平成25年9月20日現在、「リアルエコノミー マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
日本実力株ファンド（DC年金）

<訂正後>

マザーファンドの運用方針

リアルエコノミー マザーファンド

(略)

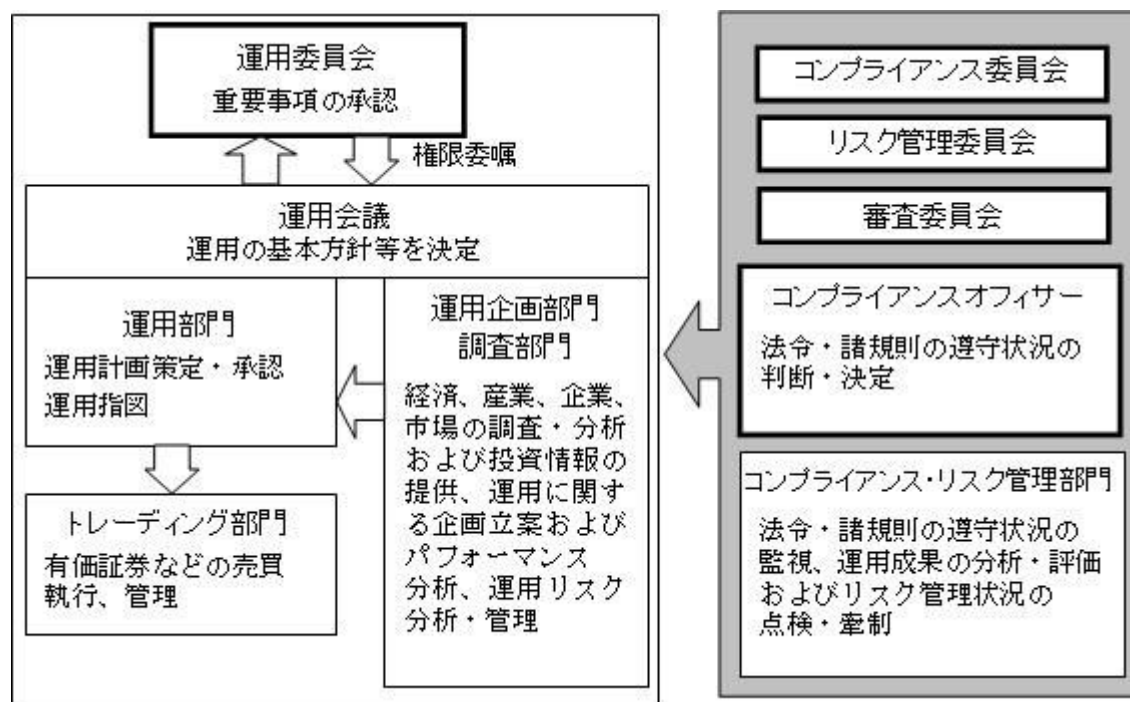
※平成26年3月20日現在、「リアルエコノミー マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
日本実力株ファンド（DC年金）

(3)【運用体制】

<訂正前>

a. 当ファンドの運用体制

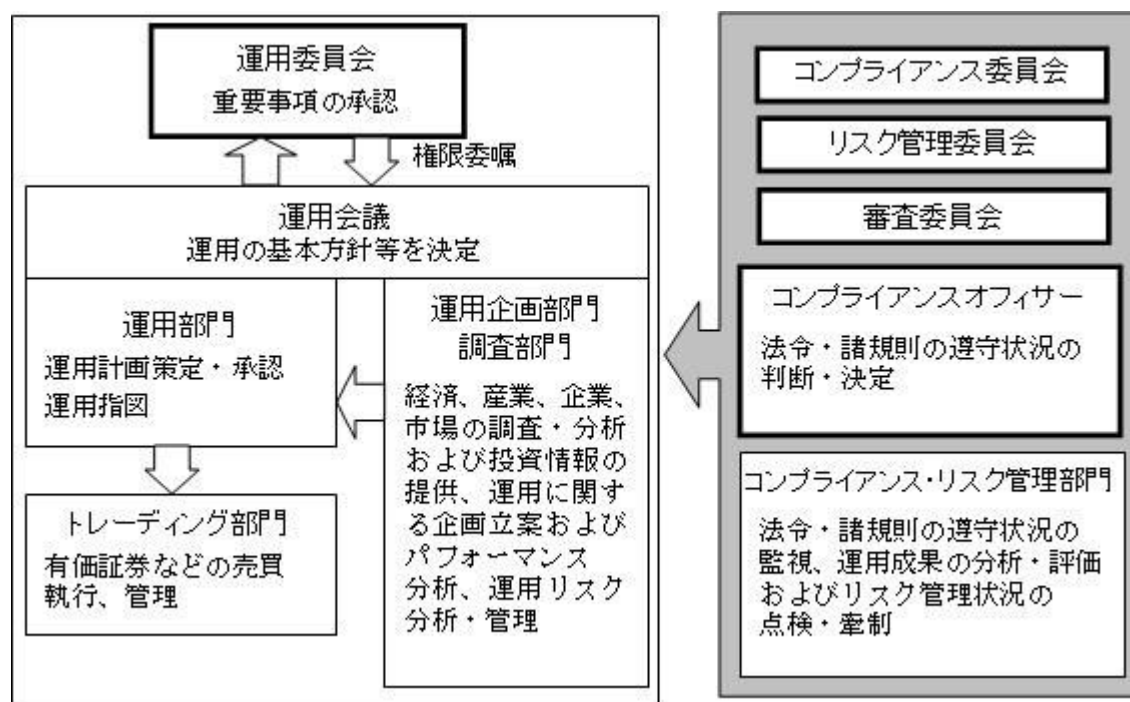


※上記は平成25年 9月20日現在のものであり、今後変更になることがあります。

(略)

<訂正後>

a. ファンドの運用体制



※上記は平成26年 3月20日現在のものであり、今後変更になることがあります。

(略)

<訂正前>

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

<訂正後>

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

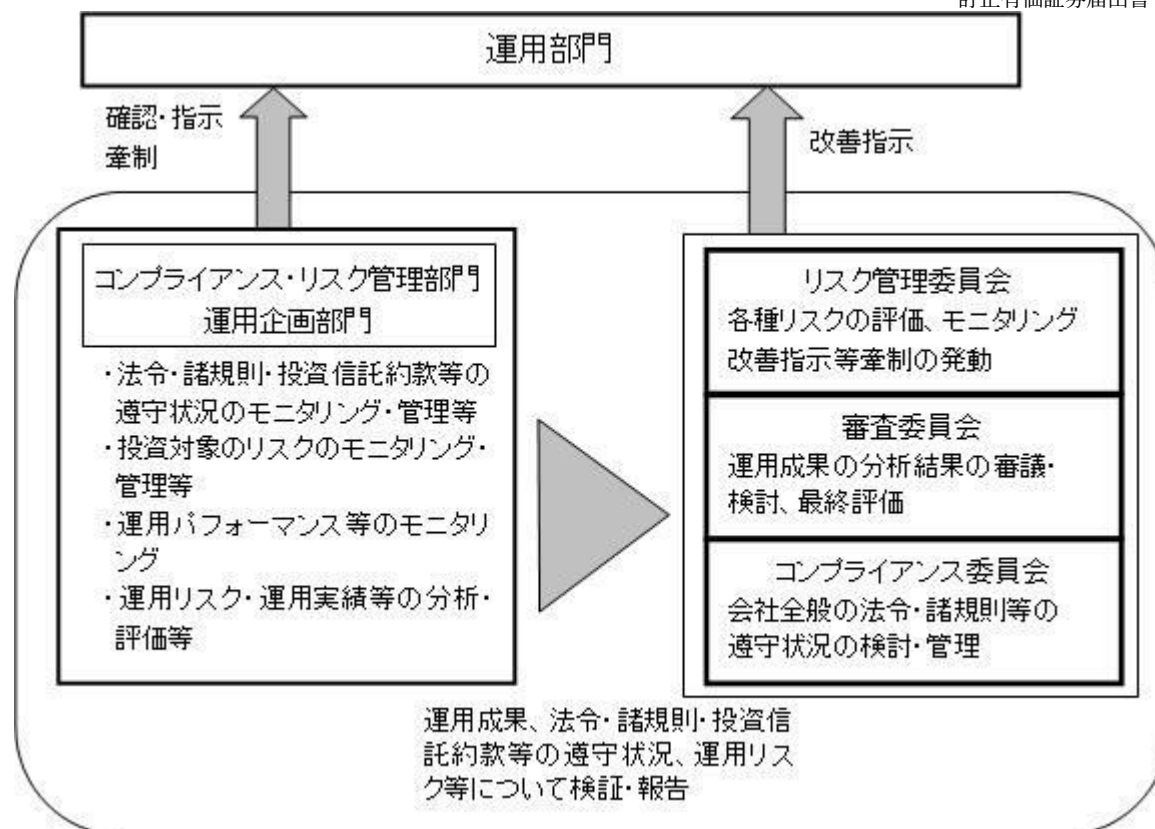
また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

(2) リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理	：運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	：投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

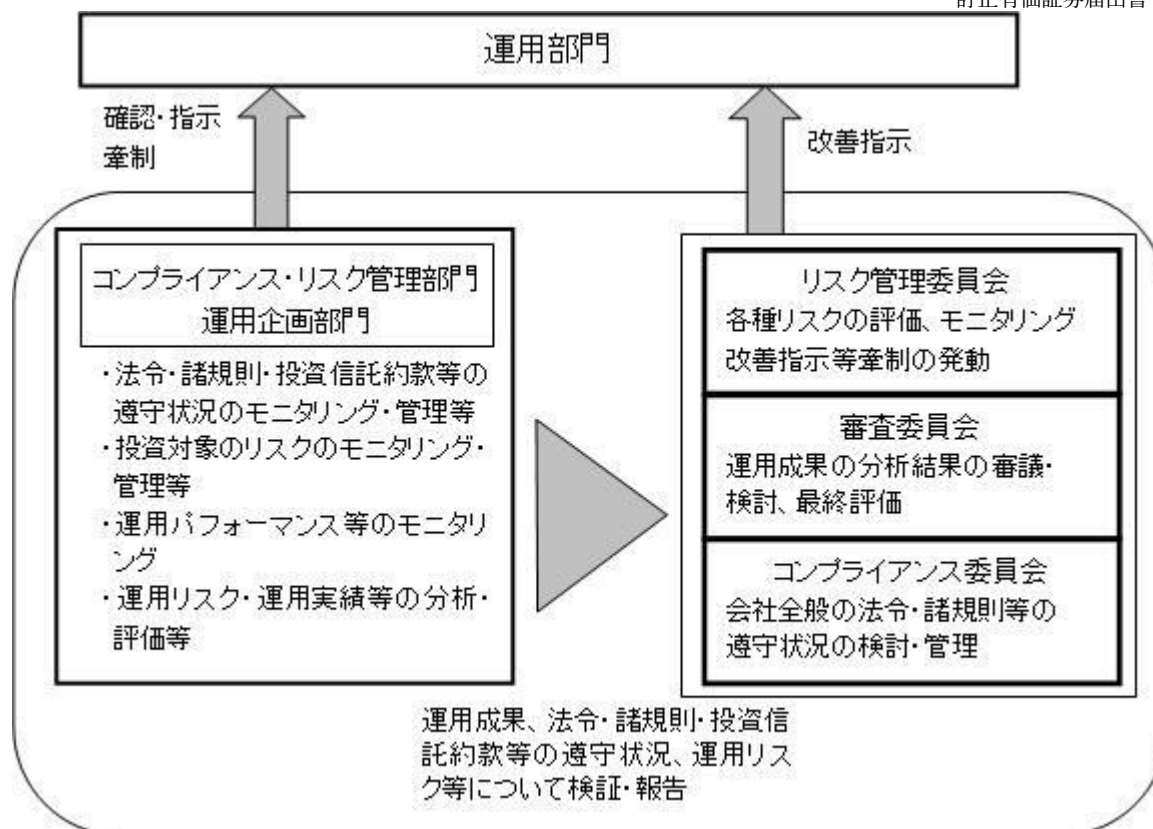


※上記は平成25年 9月20日現在のものであり、今後変更になることがあります。

<訂正後>

（２）リスク管理体制

- | | |
|---------------|---|
| パフォーマンスの分析・管理 | ：運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。 |
| 運用リスクの管理 | ：投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 |



※上記は平成26年 3月20日現在のものであり、今後変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」^{※1}または「償還前乗り換え」^{※2}により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※1 「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

<訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、 $3.15\%^{*}$ （税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

* 消費税率が8%となった場合には、3.24%となります。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク

フリーダイヤル 0120-104-694

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」^{※1}または「償還前乗り換え」^{※2}によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合があります。

※2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社でファンドの受益権を取得する場合があります。

(3) 【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5の率（1.575%）（税込）を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりです。

信託報酬の配分 (年率)	委託者	純資産総額に対し年 0.735%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年 0.735%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年 0.105%（税込）

<訂正後>

当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.575%^{*}（税抜1.5%）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。

＜信託報酬の配分＞

	信託報酬（対純資産総額・年率）
委託者	0.7%（税抜）
販売会社	0.7%（税抜）
受託者	0.1%（税抜）

* 消費税率が8%となった場合には、年率1.62%となります。

（5）【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

a. 個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の（表1）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の（表1）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（表1）

期 間	税 率
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算が

できます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については以下の（表2）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

（表2）

期 間	税 率
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

<訂正後>

a. 個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合>

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。
NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

日本実力株ファンド

（平成26年 1月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,101,129,696	98.83
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	12,985,418	1.16
純資産総額		1,114,115,114	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

（参考）リアルエコノミー マザーファンド

（平成26年 1月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	1,113,759,200	94.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	59,442,107	5.06
純資産総額		1,173,201,307	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

日本実力株ファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

（平成26年 1月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	リアルエコノミー マザーファンド	810,249,961	1.2570	1,018,484,201	1.3590	1,101,129,696	98.83

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別投資比率

（平成26年 1月31日現在）

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.83
合計	98.83

（参考）リアルエコノミー マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

（平成26年 1月31日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	19,000	4,270.00	81,130,000	4,824.00	91,656,000	7.81
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	115,500	582.00	67,221,000	623.00	71,956,500	6.13
3	日本	株式	三菱商事	卸売業	24,300	1,778.83	43,225,698	1,903.00	46,242,900	3.94
4	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	27,000	1,283.57	34,656,575	1,627.00	43,929,000	3.74
5	日本	株式	第一生命保険	保険業	28,000	1,663.20	46,569,810	1,559.00	43,652,000	3.72
6	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	7,000	5,080.00	35,560,000	5,561.00	38,927,000	3.31
7	日本	株式	マツダ	輸送用機器	70,000	440.49	30,834,679	501.00	35,070,000	2.98
8	日本	株式	フジ・メディア・ホールディングス	情報・通信業	17,000	1,991.74	33,859,645	1,934.00	32,878,000	2.80
9	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	7,800	3,510.00	27,378,000	3,893.00	30,365,400	2.58
10	日本	株式	三菱重工業	機械	45,000	638.53	28,733,899	670.00	30,150,000	2.56
11	日本	株式	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	41,000	737.00	30,217,000	725.00	29,725,000	2.53
12	日本	株式	椿本チエイン	機械	35,000	628.63	22,002,295	814.00	28,490,000	2.42
13	日本	株式	オリックス	その他金融業	17,800	1,251.00	22,267,800	1,590.00	28,302,000	2.41
14	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	6,500	3,405.00	22,132,500	4,102.00	26,663,000	2.27
15	日本	株式	阪和興業	卸売業	46,000	437.79	20,138,431	533.00	24,518,000	2.08
16	日本	株式	三越伊勢丹ホールディングス	小売業	18,000	1,492.78	26,870,147	1,314.00	23,652,000	2.01
17	日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	11,000	2,067.57	22,743,336	2,096.00	23,056,000	1.96
18	日本	株式	THK	機械	10,000	2,440.32	24,403,209	2,265.00	22,650,000	1.93
19	日本	株式	しまむら	小売業	2,400	10,078.93	24,189,437	9,100.00	21,840,000	1.86

20	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	10,000	2,164.10	21,641,000	2,160.00	21,600,000	1.84
21	日本	株式	丸紅	卸売業	29,000	742.24	21,525,231	723.00	20,967,000	1.78
22	日本	株式	カヤバ工業	輸送用機器	39,000	520.05	20,282,173	511.00	19,929,000	1.69
23	日本	株式	三井住友トラスト・ ホールディングス	銀行業	40,000	411.00	16,440,000	495.00	19,800,000	1.68
24	日本	株式	横浜ゴム	ゴム製品	21,000	1,002.00	21,042,000	924.00	19,404,000	1.65
25	日本	株式	東京建物	不動産業	20,000	1,157.52	23,150,466	970.00	19,400,000	1.65
26	日本	株式	ショーワ	輸送用機器	14,000	1,236.70	17,313,827	1,373.00	19,222,000	1.63
27	日本	株式	日本農薬	化学	13,000	943.00	12,259,000	1,447.00	18,811,000	1.60
28	日本	株式	京セラ	電気機器	4,000	4,785.00	19,140,000	4,651.00	18,604,000	1.58
29	日本	株式	リコー	電気機器	17,000	1,148.00	19,516,000	1,091.00	18,547,000	1.58
30	日本	株式	東京急行電鉄	陸運業	28,000	686.21	19,213,914	641.00	17,948,000	1.52

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。

ロ.種類別及び業種別の投資比率

(平成26年 1月31日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	化学	3.86
		石油・石炭製品	1.27
		ゴム製品	1.65
		ガラス・土石製品	1.22
		鉄鋼	1.84
		非鉄金属	3.74
		機械	6.92
		電気機器	6.17
		輸送用機器	11.34
		電気・ガス業	1.30
		陸運業	2.70
		情報・通信業	6.95
		卸売業	9.11
		小売業	6.83
		銀行業	15.63
		証券、商品先物取引業	2.53
		保険業	4.49
		その他金融業	2.41
		不動産業	3.61
		サービス業	1.26
合計			94.93

②【投資不動産物件】

日本実力株ファンド

該当事項はありません。

（参考）リアルエコノミー マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

日本実力株ファンド

該当事項はありません。

（参考）リアルエコノミー マザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

日本実力株ファンド

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4計算期間末（平成16年 6月21日）	5,017,949,110	5,043,705,231	0.9741	0.9791
第5計算期間末（平成17年 6月20日）	3,913,841,587	3,952,614,652	1.0094	1.0194
第6計算期間末（平成18年 6月20日）	4,136,880,216	4,371,105,853	1.2363	1.3063
第7計算期間末（平成19年 6月20日）	3,904,900,713	4,018,484,045	1.3752	1.4152
第8計算期間末（平成20年 6月20日）	2,449,093,649	2,483,949,024	1.0540	1.0690
第9計算期間末（平成21年 6月22日）	1,480,798,203	1,500,697,591	0.7441	0.7541
第10計算期間末（平成22年 6月21日）	1,258,346,908	1,275,615,258	0.7287	0.7387
第11計算期間末（平成23年 6月20日）	1,100,998,775	1,109,413,570	0.6542	0.6592
第12計算期間末（平成24年 6月20日）	902,206,828	906,667,065	0.6068	0.6098
第13計算期間末（平成25年 6月20日）	1,137,907,799	1,157,389,988	0.8761	0.8911
平成25年 1月末日	1,079,398,443	—	0.7715	—
2月末日	1,099,748,416	—	0.7941	—
3月末日	1,168,706,164	—	0.8450	—
4月末日	1,310,603,491	—	0.9564	—
5月末日	1,194,441,932	—	0.9198	—
6月末日	1,178,309,282	—	0.9039	—
7月末日	1,138,198,148	—	0.8986	—

8月末日	1,103,503,617	—	0.8761	—
9月末日	1,183,373,887	—	0.9478	—
10月末日	1,168,315,702	—	0.9396	—
11月末日	1,201,487,402	—	0.9826	—
12月末日	1,214,366,069	—	1.0183	—
平成26年 1月末日	1,114,115,114	—	0.9377	—

②【分配の推移】

日本実力株ファンド

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第4計算期間	平成15年 6月21日～平成16年 6月21日	0.0050
第5計算期間	平成16年 6月22日～平成17年 6月20日	0.0100
第6計算期間	平成17年 6月21日～平成18年 6月20日	0.0700
第7計算期間	平成18年 6月21日～平成19年 6月20日	0.0400
第8計算期間	平成19年 6月21日～平成20年 6月20日	0.0150
第9計算期間	平成20年 6月21日～平成21年 6月22日	0.0100
第10計算期間	平成21年 6月23日～平成22年 6月21日	0.0100
第11計算期間	平成22年 6月22日～平成23年 6月20日	0.0050
第12計算期間	平成23年 6月21日～平成24年 6月20日	0.0030
第13計算期間	平成24年 6月21日～平成25年 6月20日	0.0150

③【収益率の推移】

日本実力株ファンド

期	計算期間	収益率（％）
第4計算期間	平成15年 6月21日～平成16年 6月21日	35.2
第5計算期間	平成16年 6月22日～平成17年 6月20日	4.7
第6計算期間	平成17年 6月21日～平成18年 6月20日	29.4
第7計算期間	平成18年 6月21日～平成19年 6月20日	14.5
第8計算期間	平成19年 6月21日～平成20年 6月20日	△22.3
第9計算期間	平成20年 6月21日～平成21年 6月22日	△28.5
第10計算期間	平成21年 6月23日～平成22年 6月21日	△0.7
第11計算期間	平成22年 6月22日～平成23年 6月20日	△9.5
第12計算期間	平成23年 6月21日～平成24年 6月20日	△6.8
第13計算期間	平成24年 6月21日～平成25年 6月20日	46.9
第14中間計算期間	平成25年 6月21日～平成25年12月20日	13.2

(注)収益率は各計算期間における騰落率を表示しており、当該計算期間の分配金額を加算して計算しています。

（４）【設定及び解約の実績】**日本実力株ファンド**

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第4計算期間	平成15年 6月21日～平成16年 6月21日	229,150,026	3,559,898,600
第5計算期間	平成16年 6月22日～平成17年 6月20日	158,097,467	1,432,015,332
第6計算期間	平成17年 6月21日～平成18年 6月20日	457,266,315	988,492,311
第7計算期間	平成18年 6月21日～平成19年 6月20日	374,815,538	881,312,747
第8計算期間	平成19年 6月21日～平成20年 6月20日	47,594,299	563,485,915
第9計算期間	平成20年 6月21日～平成21年 6月22日	24,271,505	358,024,390
第10計算期間	平成21年 6月23日～平成22年 6月21日	19,990,121	283,093,898
第11計算期間	平成22年 6月22日～平成23年 6月20日	89,032,543	132,908,472
第12計算期間	平成23年 6月21日～平成24年 6月20日	12,667,785	208,881,101
第13計算期間	平成24年 6月21日～平成25年 6月20日	10,849,354	198,782,493
第14中間計算期間	平成25年 6月21日～平成25年12月20日	9,555,181	112,298,800

《参考情報》

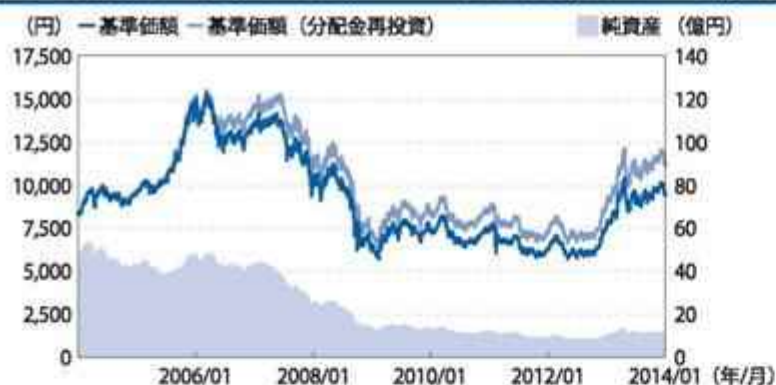
運用実績

日本実力株ファンド 愛称:リアルエコノミー

2014年1月31日 現在

<基準価額・純資産の推移>

(2004年2月2日～2014年1月31日)



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、最近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2013年6月	150円
2012年6月	30円
2011年6月	50円
2010年6月	100円
2009年6月	100円
設定来累計	1,830円

※分配は1万円当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、当基金の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合があります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
株式現物	93.82%
その他資産	6.18%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

組入上位10銘柄(リアルエコノミー マザーファンド)

銘柄名	業種	純資産比率
三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	7.81%
三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	6.13%
三菱商事	卸売業	3.94%
住友電気工業	非鉄金属	3.74%
第一生命保険	保険業	3.72%
日本電信電話	情報・通信業	3.31%
マツダ	輸送用機器	2.98%
フジ・メディア・ホールディングス	情報・通信業	2.80%
本田技研工業	輸送用機器	2.58%
三菱重工業	機械	2.56%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

業種別配分(リアルエコノミー マザーファンド)

業種	純資産比率
銀行業	15.63%
輸送用機器	11.34%
卸売業	9.11%
情報・通信業	6.95%
機械	6.92%
その他	44.94%
合計	94.93%

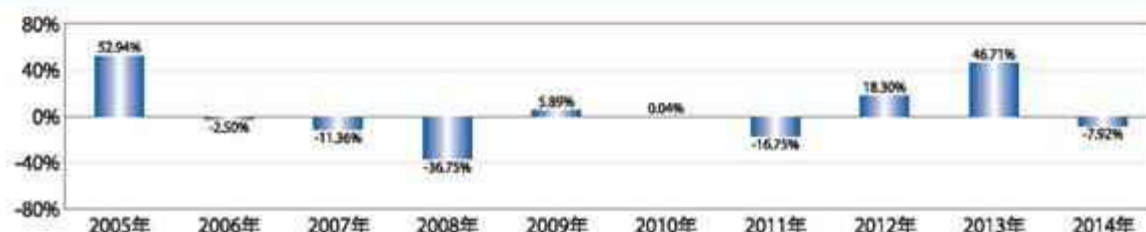
※業種33業種分類にしたがって記載しています。

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数:46銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。

※当ファンドにはベンチマークがありません。

※2014年については、年初から1月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

（手数料については前述の「**第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金**（1）**申込手数料**」をご参照ください。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「日本実力株ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

<訂正後>

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「日本実力株ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間計算期間（平成25年6月21日から平成25年12月20日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【日本実力株ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)	
	第14期中間計算期間末 平成25年12月20日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	14,152,214
親投資信託受益証券	1,171,567,520
未収入金	17,800,000
未収利息	18
流動資産合計	1,203,519,752
資産合計	1,203,519,752
負債の部	
流動負債	
未払解約金	8,436,149
未払受託者報酬	618,820
未払委託者報酬	8,663,429
その他未払費用	24,687
流動負債合計	17,743,085
負債合計	17,743,085
純資産の部	
元本等	
元本	1,196,069,041
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△10,292,374
（分配準備積立金）	292,244,275
元本等合計	1,185,776,667
純資産合計	1,185,776,667
負債純資産合計	1,203,519,752

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)	
	第14期中間計算期間 自 平成25年 6月21日 至 平成25年12月20日
営業収益	
受取利息	3,606

	第14期中間計算期間 自 平成25年 6月21日 至 平成25年12月20日
有価証券売買等損益	155,317,873
営業収益合計	155,321,479
営業費用	
受託者報酬	618,820
委託者報酬	8,663,429
その他費用	24,687
営業費用合計	9,306,936
営業利益	146,014,543
経常利益	146,014,543
中間純利益	146,014,543
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	8,504,794
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△160,904,861
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,131,829
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,131,829
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,029,091
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,029,091
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△10,292,374

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第14期中間計算期間 自 平成25年 6月21日 至 平成25年12月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第14期中間計算期間末 平成25年12月20日現在
1. 中間計算期間末日における受益権の総数
1,196,069,041口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額
元本の欠損 10,292,374円
3. 中間計算期間末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 0.9914円
(1万口当たり純資産額) (9,914円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第14期中間計算期間末 平成25年12月20日現在
1.中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2.時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	第14期中間計算期間末 平成25年12月20日現在
期首元本額	1,298,812,660円
期中追加設定元本額	9,555,181円
期中一部解約元本額	112,298,800円

2 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「リアルエコノミー マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

リアルエコノミー マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

平成25年12月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	51,697,548
株式	1,205,259,100
未収入金	41,668,655
未収配当金	110,500
未収利息	68
流動資産合計	1,298,735,871
資産合計	1,298,735,871
負債の部	
流動負債	
未払金	32,809,612
未払解約金	17,800,000
流動負債合計	50,609,612
負債合計	50,609,612
純資産の部	
元本等	
元本	869,780,725
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	378,345,534
元本等合計	1,248,126,259
純資産合計	1,248,126,259
負債純資産合計	1,298,735,871

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成25年 6月21日 至 平成25年12月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成25年12月20日現在

1. 計算日における受益権の総数	869,780,725口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.435円
(1千口当たり純資産額)	(1,435円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法
株式
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

（その他の注記）

1 元本の移動

区分	平成25年12月20日現在
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	943,383,407円
期中追加設定元本額	8,993,885円
期中一部解約元本額	82,596,567円
同期末における元本の内訳	
日本実力株ファンド	816,423,359円
日本実力株ファンド（DC年金）	53,357,366円
合計	869,780,725円

2 デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日本実力株ファンド

（平成26年 1月31日現在）

I 資産総額	1,118,563,658円
II 負債総額	4,448,544円
III 純資産総額（I－II）	1,114,115,114円
IV 発行済口数	1,188,104,062口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9377円
（1万口当たり純資産額）	（9,377円）

（参考）リアルエコノミー マザーファンド

（平成26年 1月31日現在）

I 資産総額	1,179,131,875円
II 負債総額	5,930,568円
III 純資産総額（I－II）	1,173,201,307円
IV 発行済口数	863,342,705口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.359円
（1000口当たり純資産額）	（1,359円）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

a. 資本金の額（平成25年7月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b. 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

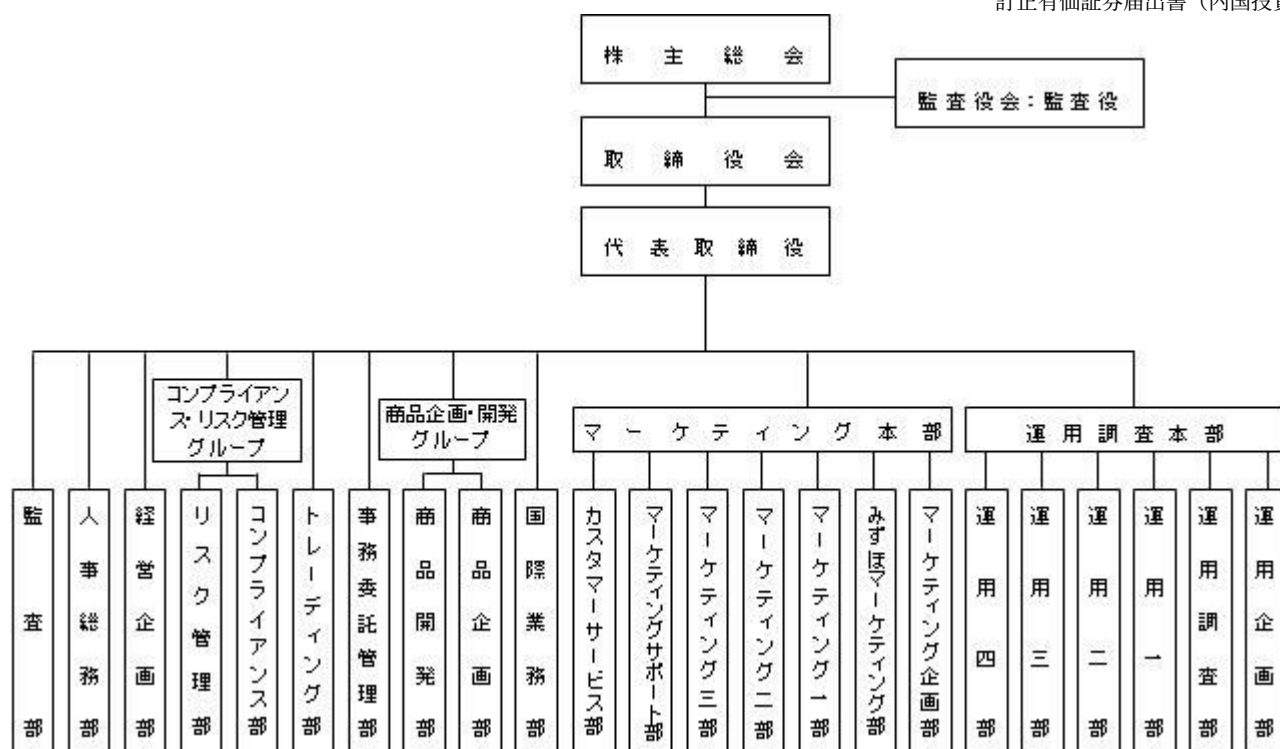
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

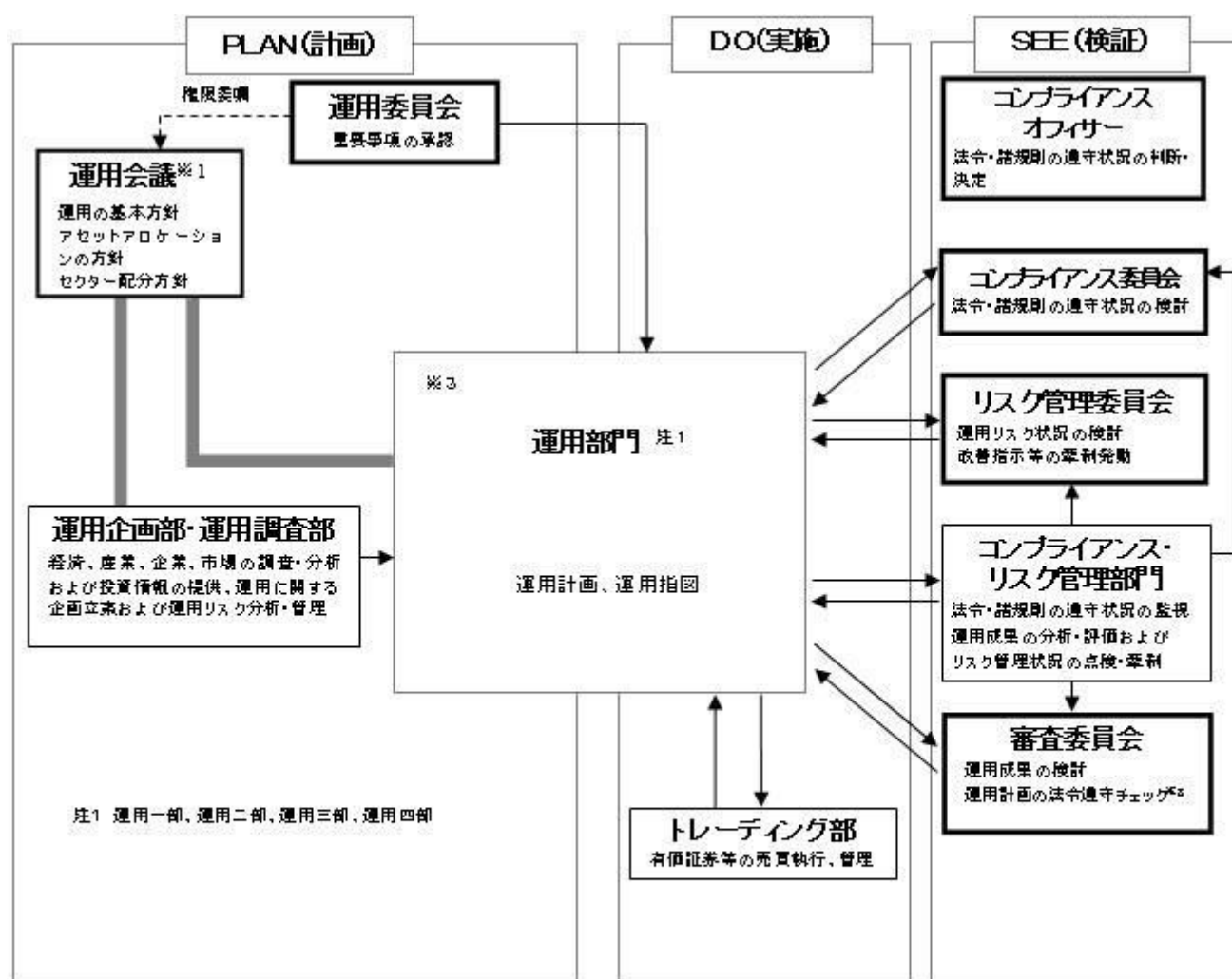
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部・運用部門(運用一部～四部)で構成されます。

※2 コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

<訂正後>

a. 資本金の額（平成26年1月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b. 委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

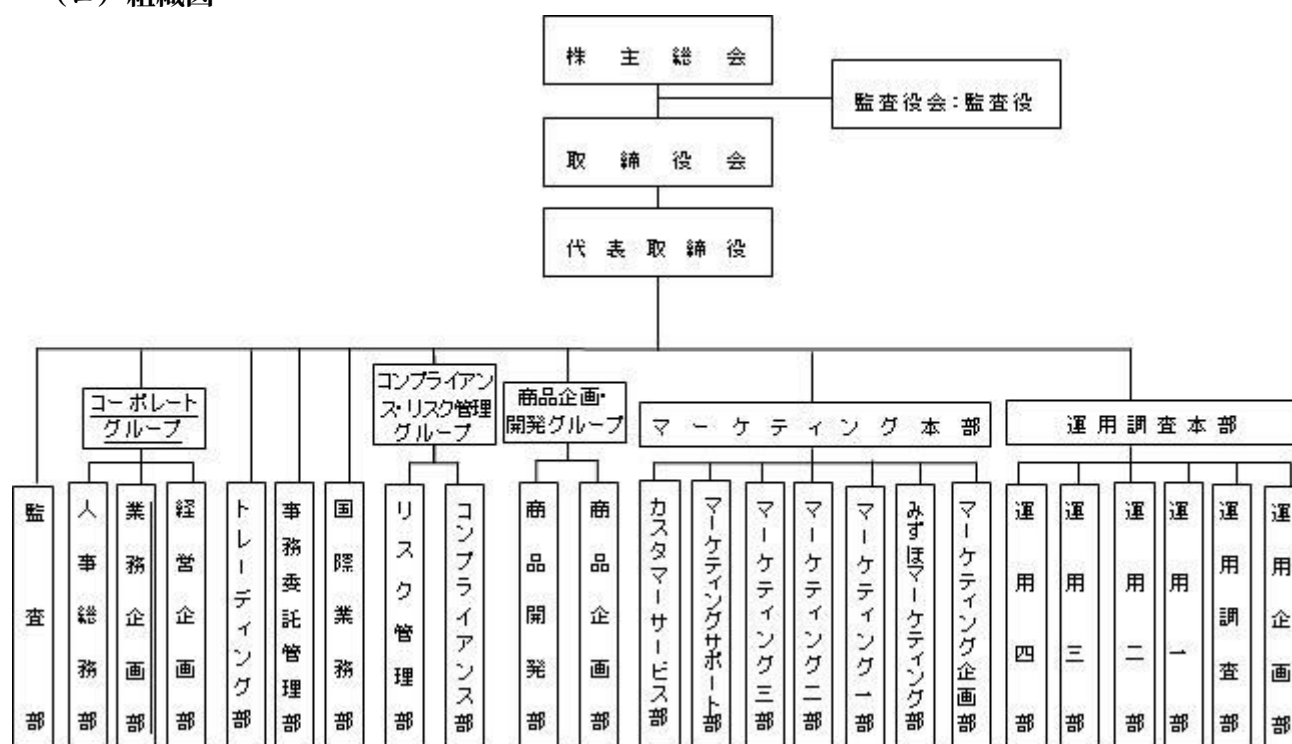
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

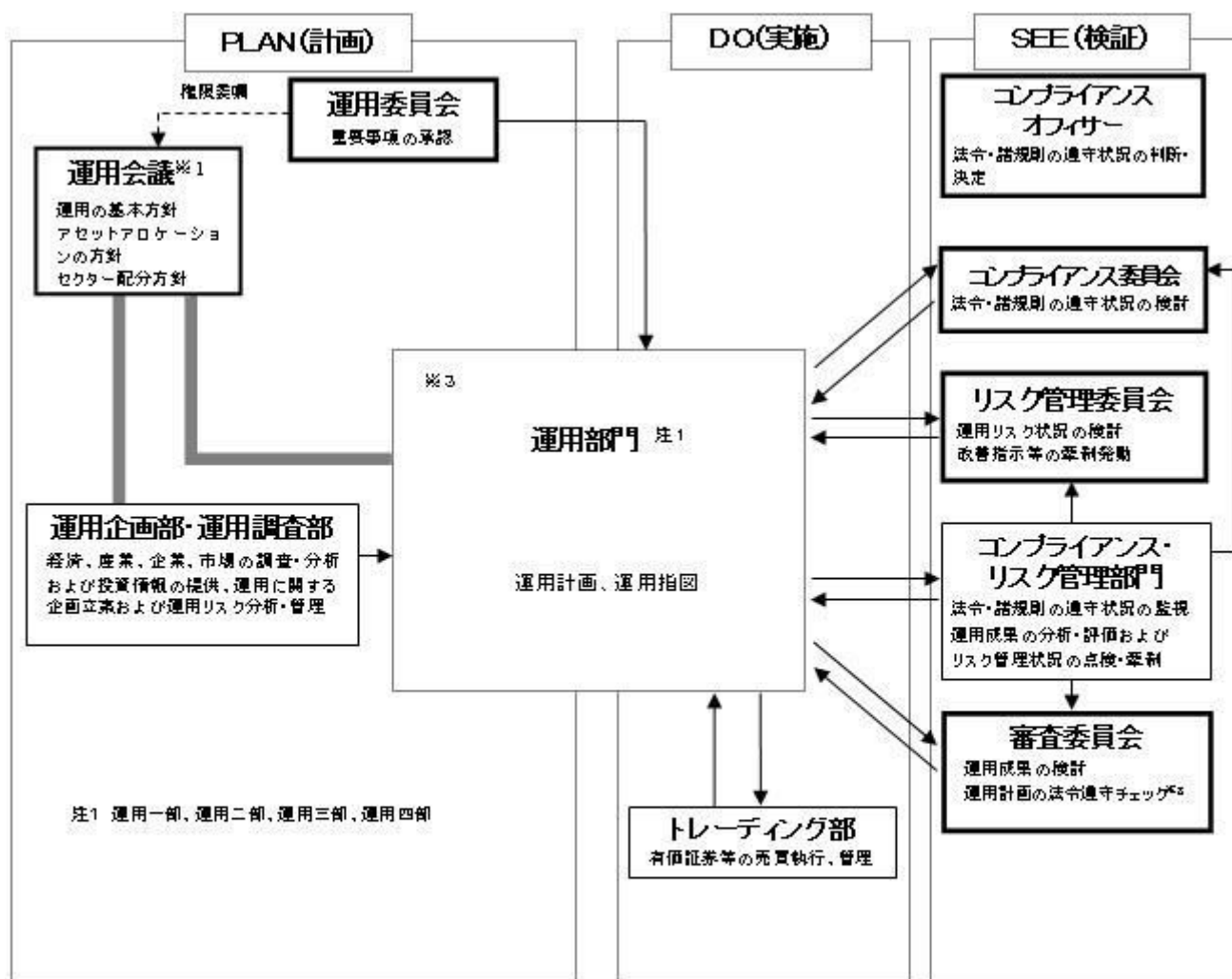
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～四部)で構成されます。

※2 コンプライアンス・リスク管理部門およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年7月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

(平成25年7月31日現在)

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	227	3,143,257
株式投資信託（合計）	198	2,503,147
単位型	3	14,349
追加型	195	2,488,798
公社債投資信託（合計）	29	640,109
単位型	2	931
追加型	27	639,178

<訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年1月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成26年1月31日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	246	3,379,315
株式投資信託（合計）	218	2,683,939
単位型	9	77,107
追加型	209	2,606,832
公社債投資信託（合計）	28	695,376
単位型	1	770
追加型	27	694,605

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第53期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第54期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

前事業年度

当事業年度

(平成24年3月31日)

(平成25年3月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	8,592,890	10,766,270
有価証券	6,903,772	5,259,693
貯蔵品	268	1,062
立替金	2,141	30,280
前払金	26,845	25,483
前払費用	18,185	20,286
未収入金	29	—
未収委託者報酬	1,805,198	1,891,689
未収運用受託報酬	105,245	86,074
未収収益	27,583	13,810
繰延税金資産	183,764	192,202
流動資産合計	17,665,924	18,286,853

固定資産

有形固定資産

建物（純額）	※2	18,397	※2	15,051
構築物（純額）	※2	2,156	※2	1,886
器具・備品（純額）	※2	145,416	※2	95,877
リース資産（純額）	※2	3,064	※2	680
建設仮勘定		6,663		—
有形固定資産合計		175,697		113,496

無形固定資産

電話加入権		91		91
ソフトウェア	※3	38,365	※3	39,774
ソフトウェア仮勘定		6,554		—
無形固定資産合計		45,012		39,866

投資その他の資産

投資有価証券		4,293,799		2,929,683
関係会社株式		77,100		77,100
長期差入保証金		125,621		125,515
長期繰延税金資産		65,901		8,695
前払年金費用		471,439		410,271
その他		22,000		10,632
貸倒引当金		△13,350		-
投資その他の資産合計		5,042,512		3,561,898

固定資産合計

固定資産合計		5,263,222		3,715,261
--------	--	-----------	--	-----------

資産合計

資産合計		22,929,146		22,002,115
------	--	------------	--	------------

(単位：千円)

前事業年度
(平成24年3月31日)当事業年度
(平成25年3月31日)

負債の部

流動負債

預り金	17,113	18,156
リース債務	6,508	1,206
未払金		
未払収益分配金	584	336
未払償還金	18,249	14,470

未払手数料	※1	920,180	※1	964,634
その他未払金		281,635		195,035
未払金合計		1,220,650		1,174,476
未払費用		388,419		402,634
未払法人税等		652,412		471,902
賞与引当金		257,200		299,000
役員賞与引当金		35,000		45,500
流動負債合計		2,577,303		2,412,875
固定負債				
長期リース債務		2,362		1,156
退職給付引当金		169,955		168,209
役員退職慰労引当金		75,625		80,416
執行役員退職慰労引当金		128,916		99,750
固定負債合計		376,859		349,532
負債合計		2,954,163		2,762,408
純資産の部				
株主資本				
資本金		4,524,300		4,524,300
資本剰余金				
資本準備金		2,761,700		2,761,700
資本剰余金合計		2,761,700		2,761,700
利益剰余金				
利益準備金		360,493		360,493
その他利益剰余金				
別途積立金		11,118,000		10,000,000
繰越利益剰余金		1,427,158		1,559,003
利益剰余金合計		12,905,651		11,919,497
自己株式		△6,827		△72,415
株主資本合計		20,184,823		19,133,081
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		△209,840		106,625
評価・換算差額等合計		△209,840		106,625
純資産合計		19,974,983		19,239,706
負債純資産合計		22,929,146		22,002,115

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成23年4月 1日	(自	平成24年4月 1日
	至	平成24年3月31日)	至	平成25年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		19,353,740		19,893,907
運用受託報酬		196,866		170,563
営業収益合計		19,550,606		20,064,471
営業費用				
支払手数料	※1	10,353,047	※1	10,580,803
広告宣伝費		239,373		213,908
公告費		4,161		1,919

調査費		
調査費	258,007	275,599
委託調査費	2,747,489	2,855,086
図書費	6,390	5,332
調査費合計	3,011,888	3,136,017
委託計算費	502,554	533,813
営業雑経費		
通信費	38,375	37,161
印刷費	151,954	132,025
協会費	12,077	14,855
諸会費	2,867	3,088
その他	27,590	23,541
営業雑経費合計	232,865	210,672
営業費用合計	14,343,891	14,677,134
一般管理費		
給料		
役員報酬	92,370	93,516
給料・手当	1,276,693	1,395,728
賞与	228,039	221,930
給料合計	1,597,103	1,711,175
交際費	13,677	9,782
寄付金	7,752	2,465
旅費交通費	81,442	81,050
租税公課	44,308	52,119
不動産賃借料	200,662	211,739
賞与引当金繰入	257,200	299,000
役員賞与引当金繰入	35,000	45,500
役員退職慰労引当金繰入	36,761	28,335
退職給付費用	157,497	195,268
減価償却費	86,469	88,183
諸経費	490,232	533,744
一般管理費合計	3,008,107	3,258,364
営業利益	2,198,608	2,128,972

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	53,031	157,357
有価証券利息	39,104	12,764
受取利息	24,291	22,364
時効成立分配金・償還金	11,287	3,608
雑益	2,968	26,471
営業外収益合計	130,682	222,565
営業外費用		
支払利息	572	222
時効成立後支払分配金・償還金	3,264	1,339
雑損	6,174	22

営業外費用合計	10,011	1,585
経常利益	2,319,278	2,349,952
特別利益		
貸倒引当金戻入	—	1,982
投資有価証券売却益	10,098	146,334
特別利益合計	10,098	148,316
特別損失		
貸倒引当金繰入額	13,350	—
固定資産除却損	※2 499	※2 101
投資有価証券売却損	25,606	37,198
投資有価証券評価損	—	49,352
減損損失	441	4,291
特別損失合計	39,897	90,943
税引前当期純利益	2,289,480	2,407,325
法人税、住民税及び事業税	1,006,533	983,713
法人税等調整額	△51,486	△129,642
法人税等合計	955,047	854,070
当期純利益	1,334,432	1,553,255

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	12,118,000	11,118,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	△1,000,000	△1,118,000

当期変動額合計	△1,000,000	△1,118,000
当期末残高	11,118,000	10,000,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,646,588	1,427,158
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
別途積立金の取崩	1,000,000	1,118,000
当期純利益	1,334,432	1,553,255
当期変動額合計	△1,219,430	131,845
当期末残高	1,427,158	1,559,003
利益剰余金合計		
当期首残高	15,125,082	12,905,651
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255
当期変動額合計	△2,219,430	△986,154
当期末残高	12,905,651	11,919,497

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
自己株式		
当期首残高	△6,827	△6,827
当期変動額		
自己株式の取得	—	△65,588
当期変動額合計	—	△65,588
当期末残高	△6,827	△72,415
株主資本合計		
当期首残高	22,404,254	20,184,823
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255
自己株式の取得	—	△65,588
当期変動額合計	△2,219,430	△1,051,742
当期末残高	20,184,823	19,133,081
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△227,077	△209,840
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,237	316,465
当期変動額合計	17,237	316,465
当期末残高	△209,840	106,625
純資産合計		
当期首残高	22,177,176	19,974,983
当期変動額		
剰余金の配当	△3,553,863	△2,539,409
当期純利益	1,334,432	1,553,255

自己株式の取得	—	△65,588
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,237	316,465
当期変動額合計	△2,202,193	△735,276
当期末残高	19,974,983	19,239,706

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

(2) 関連会社株式

総平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生の翌期から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

① 概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正（退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等）

② 適用予定日

平成25年4月1日以後開始する事業年度の期末から適用予定

③ 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
未払手数料	598,017千円	572,094千円

※ 2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	517,744千円	578,691千円

※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
無形固定資産の減価償却累計額	227,314千円	238,992千円

(損益計算書関係)

※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
支払手数料	7,038,413千円	6,343,293千円

※ 2. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

(自 平成23年4月1日 (自 平成24年4月1日
至 平成24年3月31日) 至 平成25年3月31日)

器具・備品	499千円	101千円
-------	-------	-------

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	—	—	756

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日
平成24年2月28日 臨時株主総会	普通株式	2,551,491	1,400	平成24年2月9日	平成24年2月29日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	756	8,630	—	9,386

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年12月25日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成24年11月28日	平成24年12月26日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的として為替予約を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、経営企画部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,592,890	8,592,890	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	1,502,185	1,506,150	3,964
其他有価証券	9,472,598	9,472,598	—
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	1,805,198	—
(4) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	24	24	—

当事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	10,766,270	10,766,270	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	500,129	500,400	270
其他有価証券	7,490,195	7,490,195	—
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	1,891,689	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	299,887	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,592,815	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,000,000	500,000	—	—
其他有価証券	4,800,000	809,629	660,677	—
(3) 未収委託者報酬	1,805,198	—	—	—

当事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
--	--------------	-----------------	------------------	--------------

(1) 預金	10,766,163	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券 満期保有目的債券	500,000	—	—	—
その他有価証券	4,258,263	357,062	1,056,875	—
(3) 未収委託者報酬	1,891,689	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	1,502,185	1,506,150	3,964
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,502,185	1,506,150	3,964
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,502,185	1,506,150	3,964

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	500,129	500,400	270
	(3)その他	—	—	—
	小計	500,129	500,400	270
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		500,129	500,400	270

2. 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	580,313	505,000	75,313
	小計	580,313	505,000	75,313

貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	41,123	45,457	△4,333
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,002,560	1,003,574	△1,014
	③その他	—	—	—
	(3)その他	7,848,601	8,245,960	△397,358
	小計	8,892,285	9,294,991	△402,706
合計		9,472,598	9,799,991	△327,393

（注）非上場株式（貸借対照表計上額222,787千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成25年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,461,472	1,219,754	241,717
	小計	1,461,472	1,219,754	241,717
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	6,028,723	6,102,958	△74,234
	小計	6,028,723	6,102,958	△74,234
合計		7,490,195	7,322,713	167,483

（注）非上場株式（貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前事業年度（平成24年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	15,525	—	△14,365
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	303,927	880	—
③その他	—	—	—
(3)その他	2,262,094	5,690	△3,590
合計	2,581,546	6,570	△17,955

当事業年度（平成25年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	106,355	38,075	△1,080
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—

②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	3,921,927	108,259	△36,118
合計	4,028,282	146,334	△37,198

5. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について49,352千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度（平成24年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち1年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 豪ドル	450,000	—	24	24
合計		450,000	—	24	24

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
(1)退職給付債務（千円）	△1,162,110	△1,281,738
(2)年金資産（千円）	876,684	1,018,974
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)（千円）	△285,426	△262,764
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	645,782	547,641
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	△58,871	△42,815
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)（千円）	301,484	242,061
(7)前払年金費用（千円）	471,439	410,271
(8)退職給付引当金(6)－(7)（千円）	169,955	168,209

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
(1)勤務費用（千円）（注1）	80,752	108,925

(2)利息費用（千円）	23,098	17,431
(3)期待運用収益（減算）（千円）	18,807	17,533
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	73,807	86,570
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	△16,055	△16,055
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)（千円）	142,794	179,338
(7)その他（千円）（注2）	14,702	15,930
(8)退職給付費用(6)+(7)（千円）	157,497	195,268

（注）1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 20,250千円、当事業年度 34,585千円）について

は「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	1.5%	1.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	4,757千円	—千円
賞与引当金	111,065	130,944
減価償却超過額	3,087	796
退職給付引当金	106,517	95,500
役員退職慰労引当金	26,952	28,660
投資有価証券評価損	—	17,589
非上場株式評価損	28,430	28,430
未払事業税	49,129	42,964
その他有価証券評価差額金	117,552	—
その他	47,307	63,091
繰延税金資産小計	494,801	407,976
評価性引当額	△ 76,506	—
繰延税金資産合計	418,294	407,976
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	△ 60,857
前払年金費用	△168,021	△146,220
その他	△607	—
繰延税金負債合計	△168,628	△207,078
繰延税金資産の純額	249,665	200,897

（注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	183,764千円	192,202千円
固定資産—長期繰延税金資産	65,901	8,695

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果	38.01%
(調整)	会計適用後の法人税等の	
役員給与永久に損金算入されない項目	負担率との間の差異が法	0.55
交際費等永久に損金算入されない項目	定実効税率の100分の5以	0.36
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	下であるため注記を省略	△0.51
	しております。	0.16
住民税均等割		△3.18
評価性引当額の増減		0.09
その他		35.48
税効果会計適用後の法人税等の負担率		

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売役員の兼任	債券等の現先取引 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	1,006,734 7,038,413	短期貸付金 未払手数料	— 598,017

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接77.05 間接 7.91	当社設定の投資信託受益権の募集・販売役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	6,343,293	未払手数料	572,094

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	165,316	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払	74,884 16,824	その他未払金 その他未払金	7,593 1,472

							メールシステムサービス料支払	18,000	その他未払金	3,150
--	--	--	--	--	--	--	----------------	--------	--------	-------

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	173,969	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払	91,562	その他未払金	8,536
							ハウジングサービス料支払	16,824	その他未払金	1,472
							メールシステムサービス料支払	36,000	その他未払金	3,150

（注）１．上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

（注）２．取引条件及び取引条件の決定方法等

- （１）現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- （２）代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- （３）事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- （４）計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
1株当たり純資産額	10,960円24銭	10,607円02銭
1株当たり当期純利益金額	732円20銭	854円62銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	当事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
当期純利益金額（千円）	1,334,432	1,553,255
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,334,432	1,553,255
期中平均株式数（千株）	1,822	1,817

（重要な後発事象）

該当事項はありません

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	14,066,472
有価証券	3,396,540
貯蔵品	4,224
未収委託者報酬	2,254,580
未収運用受託報酬	116,216
繰延税金資産	213,024
その他	221,082
流動資産合計	20,272,141
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	15,641
構築物（純額）	1,768
器具・備品（純額）	80,007
リース資産（純額）	510
有形固定資産合計	※1 97,928
無形固定資産	
ソフトウェア	35,726
ソフトウェア仮勘定	4,725
その他	91
無形固定資産合計	40,542
投資その他の資産	
投資有価証券	2,781,291
長期繰延税金資産	68,931
前払年金費用	392,831
その他	136,017
投資その他の資産合計	3,379,072
固定資産合計	3,517,543
資産合計	23,789,684

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	796
未払金	
未払収益分配金	311
未払償還金	14,162

未払手数料	1,136,139
その他未払金	120,254
未払金合計	1,270,867
未払法人税等	875,366
未払消費税等	※2 140,804
賞与引当金	295,000
役員賞与引当金	27,300
その他	456,495
流動負債合計	3,066,630
固定負債	
長期リース債務	754
退職給付引当金	165,887
役員退職慰労引当金	18,708
執行役員退職慰労引当金	87,583
固定負債合計	272,933
負債合計	3,339,564
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	10,000,000
繰越利益剰余金	2,905,856
利益剰余金合計	13,266,350
自己株式	△72,415
株主資本合計	20,479,934
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△29,813
評価・換算差額等合計	△29,813
純資産合計	20,450,120
負債純資産合計	23,789,684

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成25年4月 1日	
至 平成25年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	14,085,010
運用受託報酬	140,209
営業収益合計	14,225,219
営業費用及び一般管理費	※1 12,211,901
営業利益	2,013,318
営業外収益	

受取配当金	66,708
有価証券利息	3,744
受取利息	7,979
時効成立分配金・償還金	339
その他	9,142
営業外収益合計	87,915
営業外費用	
支払利息	35
時効成立後支払分配金・償還金	1,382
その他	1,261
営業外費用合計	2,679
経常利益	2,098,554
特別利益	
投資有価証券売却益	158,020
特別利益合計	158,020
特別損失	
固定資産除却損	5
投資有価証券売却損	42,388
特別損失合計	42,393
税引前中間純利益	2,214,180
法人税、住民税及び事業税	871,937
法人税等調整額	△4,610
法人税等合計	867,327
中間純利益	1,346,853

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)	
株主資本	
資本金	
当期首残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	360,493

その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	10,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	10,000,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,559,003
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	1,346,853
当中間期変動額合計	1,346,853
当中間期末残高	2,905,856
利益剰余金合計	
当期首残高	11,919,497
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	1,346,853
当中間期変動額合計	1,346,853
当中間期末残高	13,266,350

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成25年4月 1日	
至 平成25年9月30日)	
自己株式	
当期首残高	△72,415
当中間期変動額	
自己株式の取得	—
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	△72,415
株主資本合計	
当期首残高	19,133,081
当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	1,346,853
自己株式の取得	—
当中間期変動額合計	1,346,853
当中間期末残高	20,479,934
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	106,625
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間	
期変動額（純額）	△136,439
当中間期変動額合計	△136,439
当中間期末残高	△29,813
純資産合計	
当期首残高	19,239,706

当中間期変動額	
剰余金の配当	—
中間純利益	1,346,853
自己株式の取得	—
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	△136,439
当中間期変動額合計	1,210,413
当中間期末残高	20,450,120

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 関連会社株式

総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末日要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

※ 1. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	504,543千円

※ 2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※ 1. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	21,972千円
無形固定資産	5,676千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
-------	---------	----	----	----------

普通株式（株）	9,386	—	—	9,386
---------	-------	---	---	-------

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間（平成25年9月30日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

2. リース資産の減価償却方法

重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法(3) リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	14,066,472	14,066,472	—
(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	5,901,679	5,901,679	—
(3) 未収委託者報酬	2,254,580	2,254,580	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成25年9月30日）

1. 関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,490,890	1,343,749	147,141
	小計	1,490,890	1,343,749	147,141
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	4,410,788	4,603,333	△192,544
	小計	4,410,788	4,603,333	△192,544
合計		5,901,679	5,947,083	△45,403

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

該当事項はありません。

関連情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	11,274円34銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	20,450,120
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	20,450,120
普通株式の発行済株式数（株）	1,823,250
普通株式の自己株式数（株）	9,386
１株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	742円53銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	1,346,853
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	1,346,853
普通株式の期中平均株式数（株）	1,813,864

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社は、平成25年12月19日開催の臨時株主総会において、将来の事業展開や市況変動に備えるために適正な内部留保を維持しつつ、利益配分については株主の皆様へ安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくことを基本的な考え方としており、次のとおり剰余金の処分を行うことを決議いたしました。

１．剰余金の処分に関する事項

（１）減少する剰余金の項目とその額

別途積立金

1,100,000千円

（２）増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金

1,100,000千円

２．株主配当に関する事項

株式の種類

普通株式

配当金の総額	2,539,409千円
1株当たり配当額	1,400円
基準日	平成25年11月15日
効力発生日	平成25年12月20日

5【その他】

<訂正前>

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

<訂正後>

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、「委託会社等の経理状況 中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成25年12月19日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a. 資本金の額

平成25年7月末現在、342,037百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成25年7月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
(略)		

(略)

<訂正後>

(1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a. 資本金の額

平成26年1月末現在、342,037百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

(平成26年1月末現在)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
(略)		

(略)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年1月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 俊 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本実力株ファンドの平成25年6月21日から平成25年12月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本実力株ファンドの平成25年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年6月21日から平成25年12月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月19日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月27日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年12月19日開催の臨時株主総会において、別途積立金の減少及び剰余金の処分を決議し、平成25年12月20日にその効力が発生した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。